

健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21(第3次)」素案に対する市民意見募集の結果について

1 市民意見募集期間

令和5年12月25日から令和6年1月22日まで

2 募集方法

- (1) 本市ホームページへの掲載
- (2) 窓口での閲覧(健康推進課、公文書館、各区区役所、各区保健センター)
- (3) 広報紙「ひろしま市民と市政」へ募集記事を掲載(1月1日号)

3 受付方法

郵送、FAX、窓口への持参及び本市ホームページの応募フォーム

4 応募件数

8件(3人)

5 意見への対応

区 分	件 数
(1) 意見の趣旨を計画に反映させるもの	2件
(2) 意見の趣旨が計画に盛り込まれており、今後の施策推進にあたって参考とするもの	6件
計	8件

6 意見の要旨と本市の考え方

(1) 意見の趣旨を計画に反映させるもの [2件]

基本方針等	意見の要旨	本市の考え方
1 第1章 2 計画の 位置付け [P3]	地域共生社会実現計画と本計画の関係が分かりにくい。地域共生社会の「我が事として丸ごとつながる」という考え、つまり「自分の健康、さらに地域の健康が我が事として丸ごとつながる」という考え方が本計画の基本理念や基本方針②に記載されてもよいと思う。	地域共生社会実現計画は、福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置付けるものであることから、御意見を踏まえ、「第1章 3計画の位置付け」に地域共生社会実現計画の位置づけを、「第4章 基本方針②」の冒頭に地域共生社会に関する内容を追記します。
2 第6章 1 計画の 推進体制 [P69]	推進体制のイメージ図について、市民が中心にあり、その周りに各種団体や行政が市民を見守っているだけのように見えるため、市民が能動的に動き、専門職等が市民の背中を押ししているように実感できる「ヘルスプロモーション」の図を追加してほしい。	本計画を推進するためには、市民一人一人が生涯を通じて健康づくりに取り組む必要があることから、御意見を踏まえ、推進体制のイメージ図を変更します。

(2) 意見の趣旨が計画に盛り込まれており、今後の施策推進にあたって参考とするもの【6件】

基本方針等	意見の要旨	本市の考え方
3 第4章 基本方針① (1) 栄養・ 食生活 [P19～23]	現在、食べ物が豊富にあり、過剰摂取状態にあることから小児の肥満が増えている。 乳幼児の時から食育が最も重要であるため、次世代に関して、「糖分の多いお菓子やジュース等を控える」旨の文章や施策を加えてほしい。	乳幼児から高齢者に至るまで、切れ目のない、生涯を通じた食育を推進していくことが重要と考えています。 御意見については、市民一人一人が栄養バランス等に配慮した食生活を送ることを目指し、施策を展開する中で取り入れてまいります。
4 第4章 基本方針① (5) 喫煙 [P34～36]	○「タバコ病による早死にを無くするための取組」をよりいっそう進めていただきたい。 ・タバコには、添加物が多く含まれ、肺深くまで吸わせ、依存性を強め、離脱を困難にしている。喫煙者にその危険性の周知啓発をお願いしたい。 ・加熱式タバコ(ニコチン入り電子タバコを含む)を推奨する働きがあるが、これらの有害性は紙巻きタバコに比べて決して少ないものではなく、数多くの添加物も相まって依存に縛り付けるものであるため、周知してほしい。	本市では、従来から本計画に基づき、喫煙率の減少や望まない受動喫煙の防止を目指し、様々な対策を推進しているところです。 今後も引き続き、喫煙による健康への悪影響や加熱式タバコに関する正しい情報について普及啓発を行い、より一層喫煙率の減少に向け、禁煙支援の取組を進めてまいります。
5	喫煙者に禁煙を促し勧めるために、「禁煙治療の2/3助成」を自治体でもよりいっそう進めていただきたい。	禁煙治療への健康保険の適応を周知するとともに、禁煙希望者への個別支援に取り組んでいるところであり、いただいた御意見は今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。
6	禁煙治療の受診者数の数値目標を市などで設けてはどうか。	禁煙支援の一環として、禁煙希望者を禁煙治療に繋げることは重要であると認識しています。再喫煙防止等の視点も取り入れながら、禁煙支援の施策を検討する上での参考とさせていただきます。
7 第4章 基本方針① (6) 歯・口腔の健康 [P37～40]	オーラルフレイルに関する普及啓発について、目標に「65歳以上におけるオーラルフレイルという語句の認知度」を入れてはどうか。行政で具体的目標値を定めると、関係団体等がより普及啓発に努めていけると考える。	本計画は、国計画の実行可能性のある目標をできるだけ少ない数で設定するとの考えのもと、目標設定を行っています。御意見については、施策を展開する中で検討してまいります。
8 第4章 基本方針② (2) 企業・団体 等多様な主体 による健康づくり [P55～59]	○「受動喫煙の危害ゼロの施策」をよりいっそう進めていただきたい。 ・健康増進法の屋内での受動喫煙防止の規定を屋外にも広げるべきで、屋内だけでなく、公園、子ども関連施設、屋外スポーツ施設等を含め、禁煙空間を広げていただきたい。 ・子どものいる場所や傍での喫煙・タバコをやめるルール作りの推進をお願いしたい。	改正健康増進法や広島県がん対策推進条例に基づく受動喫煙防止対策に取り組み、多くの方々が利用する公共的な空間については、全面禁煙を目指し、引き続き対策を推進してまいります。